

児童虐待の基礎知識と対応

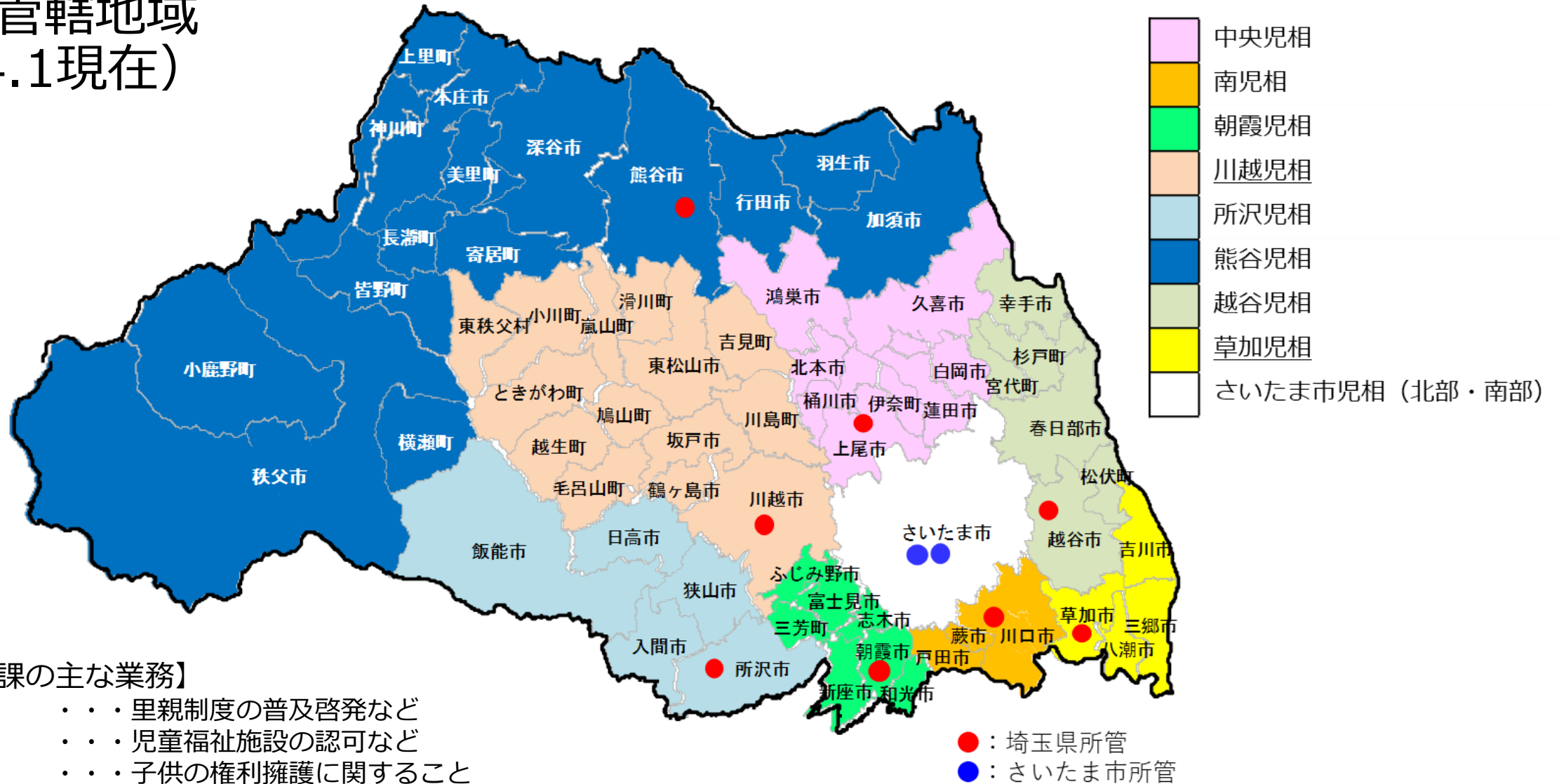
こどもの居場所づくり相談会（R8.10.19）
埼玉県福祉部こども安全課

1. 児童虐待とは
2. 埼玉県における現状
3. こどもと関わる方々における虐待対応
4. 情報提供

埼玉県の子童相談所



配置と管轄地域 (R8.4.1現在)





1. 児童虐待とは

児童虐待とは、子どもに対する **最も重大な権利侵害** である。

【児童虐待防止法 第1条（抜粋）】

子どもの人権を著しく侵害し、心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすものである。

【児童虐待防止法 第2条（抜粋）】

保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に児童を監護しているもの）が、その監護する児童（18歳未満）に対して行う次に掲げる行為をいう。

- ① 身体的虐待
- ② 性的虐待
- ③ ネグレクト
- ④ 心理的虐待



月間中は、児童虐待防止のシンボルである「オレンジリボン」に因み、県内の施設をオレンジ色にライトアップするほか、大宮アルディージャや越谷アルファーズといったプロスポーツチームとも連携し、ホームゲームの際に児童虐待防止啓発活動を実施するなどしている。

【令和7年度のライトアップの状況】

彩の国さいたま芸術劇場



埼玉スタジアム2002



身体的虐待



殴る・蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束するなど

性的虐待



子どもに性的行為を求める、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト



家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

心理的虐待



言葉で脅す、無視する、きょうだい間で著しく差別的に扱う、子供の目の前で家族に対して暴力をふるう(面前DV) など

- 首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす
- 激しく揺さぶる
- 熱湯をかける、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる
- 戸外に締め出す、縄などにより拘束する

⇒打撲・骨折、頭蓋内出血、火傷などのケガ

※しつけと称する体罰

【児童虐待防止法第14条1項】

親権者による体罰の禁止（令和2年4月1日施行）

【民法第822条の削除】

懲戒権に関する規定の削除（令和4年12月16日施行）

- 性器を触る又は触らせるなどの性的暴力
- 性的行為の強要・教唆
- 性器や性交を見せる
- ポルノグラフィーの被写体などにする

<特徴>

子供との信頼関係を利用する悪質性
外傷がなく、周囲の人が気づきにくい秘密性

⇒深刻な精神的問題や行動上の問題が生じる（「魂の殺人」）

（例）異性や性に対して極端に嫌悪感を抱く



安易に性行為を通じて対人関係を取る

性的虐待への対応



- ▶ 外見的な証拠が見つかることが少なく、こども自身も否認することが多いため発見が難しい。
- ▶ 年齢不相応な性的言動や信頼できる人への相談等から明らかになることが多い。
 - ※こどもから「誰にも言わないで」と言われることも、、、
 - 他の人の助けを借りることが、自分を守ることにつながるということを根気強く説得することが大切

【注意点】

- ・ 過剰に反応しない
 - ・ 話を聞き過ぎない
- (∵ 専門的な対応が必要)

⇒ 性的虐待の事実または疑いを確認するだけで十分

性的虐待順応症候群

性的虐待を受けたこどもたちが経験する心理的プロセスを示す概念です。この症候群は、性的虐待の事実を秘密にしようとする、無力感を感じる、加害者や周囲の大人の期待に順応する、被害の開示が遅れる、撤回するという5つの段階から構成されています。これらの段階は、性的虐待を受けた子どもたちがどのようにしてその現実に対応するかを示しています。

- 適切な食事を与えない、下着など長時間ひどく不潔なままにする
- 病気になっても医療機関を受診させない
- 乳幼児を家に残したまま、たびたび外出する
- 子どもの意に反して学校に登校させない



衣食住の世話の欠如、健康・安全への配慮の欠如といった必要な保護・養育を行わないこと

ex.暑い時期の車内への放置

⇒発達・成長が遅れにつながる。

※特に乳幼児はリスクが高い

心理的虐待の具体例



- 子どもを無視したり、拒否的な態度を示す
- 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う
- 他のきょうだいと、著しく差別的な扱いをする
- 子どもの面前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるう

⇒ 怯えや不安、うつ病、自己否定感、無感動・無反応、強い攻撃性

DVなどの家庭の抱える問題に焦点が
当たることも



DV
(Domestic Violence)

宗教の信仰等に関する児童虐待について



「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議

<虐待対応の考え方>

保護者による児童虐待防止法第2条各号に該当する行為
⇒宗教の信仰等保護者の意図にかかわらず児童虐待に
該当しうる

<関係各省庁による申し合わせ>

各種相談に応じる際、宗教に関係することのみを理由に消極的な対応をしない

「旧統一教会」問題相談集中強化期間

合同電話相談窓口を開設します

0120-090590

受付時間 9:30~17:00 (平日)
開設期間 9月5日(月)~30日(金)

悩みを抱えている方、まずはお電話ください

内閣官房・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省
(国・都・道・県・自治体) (犯罪被害支援) (消費者トラブル) (行政相談) (人権・法的支援) (子ども・若者の権利) (児童虐待・生活困窮・心の健康)

----- お悩みに応じて、こんな相談窓口もご利用できます。-----

警察相談専用電話
(# (シャープ) 9110)
各都道府県警察本部・警察署における相談窓口

犯罪による被害等の相談を受け付けます！

消費者ホットライン (188)
消費者トラブルに関する相談を受け付けます！

高価な物品を買わされたが取り消せないか等

みんなの人権110番
(0570-003-110)
人権についてのお悩み何でも受け付けます！

○差別を受けた
○いじめを受けた
○ネットで誹謗中傷された 等

法テラス・サポートダイヤル
(0570-078374)
法的トラブル解決に役立つ情報をオペレーターが無料で提供します！

日本司法支援センター 法テラス

行政相談「きくみ」 (0570-090110)
どこに相談してよいかわからない
お困りごとは行政相談へ！
関係機関を案内します。

きくみ

困ったら一人で悩まず行政相談！

※相談方法や対応時間は、各相談窓口により異なります。詳しくは各相談窓口のホームページをご覧ください。

1) 金銭的トラブルに関する相談対応の強化

- 相談集中強化期間中の相談内容は、**金銭的トラブルが多数。**
- 紹介先の窓口として、「法テラス」が大多数を占めたほか、「消費者ホットライン」や「警察」も一定数あった。
 - ⇒ 法的に複雑な問題を含むものが多く、法律の専門家による助力が不可欠。
 - ⇒ 消費者行政の一層の推進
警察による適切な関与 も必要。
- これらを踏まえ、
 - 総合法律支援体制の充実・強化
 - 日本弁護士連合会との連携強化
 - 適切な消費生活相談対応
 - 適切な警察相談対応・違法行為の取締り等を一層推進する。

2) 精神的な支援等の充実、こどもの救済

- 相談集中強化期間中の相談内容等には、**信者の家族や2世信者について、親族間の問題、心の悩みや生活困窮を訴えるものも一定数存在。**
- 紹介先の窓口として、「よりそいホットライン」や「生活困窮者自立支援機関」もあり。
 - ⇒ 孤独・孤立、心の問題や生活困窮に関する支援
 - ⇒ 学校生活を含む、こどもに対する支援 が必要。
- これらを踏まえ、
 - 孤独・孤立対策のためのチャットボットの充実
 - 精神保健福祉センターによる精神科医療機関の紹介対応の推進
 - 生活困窮者への自立支援の推進
 とともに、「こども」の心理的・福祉的支援の観点から、
 - スクールソーシャルワーカーによる関係機関との連携・支援やスクールカウンセラーによる心のケアの推進
 - **市町村及び児童相談所における虐待対応の周知**
 - こどもの人権擁護活動の強化等
 を強力に推進する。

3) その他の全般的対策

- 灵感商法等に関する消費者教育の取組強化による被害の未然防止（手口や対処法に関する各種教材の充実等）。
- 現行法を活用した国民向けの分かりやすい法的整理（Q & A）を発信・周知する。
- これを含めた相談のノウハウ等に関して各種研修を充実させる。
- 関係省庁間で「相談内容が宗教に関わることのみを理由として消極的な対応をしないこと」等を確認（申合せ）。
- 申合せをも踏まえ、関係省庁において必要な通知文書を発出する。
- 相談集中強化期間を延長し、合同電話相談を継続する。

身体的虐待	心理的虐待
・ 宗教活動への参加を体罰で強制 ・ 宗教的行事への参加態度等を理由に暴力を振るう ・ 長時間・深夜まで特定の動きや姿勢を強要	・ 言葉、映像、資料で恐怖をあおり、宗教活動等を強制。児童の自由な意思の阻害。 ・ 交友を一律に制限し、児童の社会性を損なう。 ・ 宗教団体等が認めたもの以外の娯楽の禁止。
性的虐待	ネグレクト
・ 教育と称して年齢不相応な性的表現に触れさせる。 ・ 宗教団体の職員等に、自身の性に関する経験等を話させる。	・ 宗教等の信仰活動等を通じて金銭を使い込み、適切な衣食住を提供しない。 ・ 医療機関を受診させない。医師が必要と判断した治療行為を行わせない。 ・ 宗教行事等で児童が虐待されていると知りながら児童の安全を図る対応を怠る。

* こども家庭庁による実態調査（令和5年度） *

令和5年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業

保護者による宗教の信仰等に起因する
児童虐待に関する調査研究
報告書

令和6年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待の該当事例（抜粋）

■活動への参加強制

- こどもの意思に関わらず、信徒のこども会への参加を強要する
- 夜間、駅前で小学生くらいのこどもと宗教に関するどう配りを行っている
- 実母が信仰する宗教の関連施設での行事にこどもたちを連れて毎日参加していたが、こどもがスクールカウンセラーとの面談で「宗教活動には参加したくないこと、参加したくない気持ちを実母に伝えても実母が受け入れてくれないこと」等を吐露
- お参り等の宗教活動への参加を強制する

■ネグレクト

- 母の研修参加等による夜間放置（「著しい放置」までにはあたらない印象）
- 日常生活で信仰に係ることを優先し、養育を放棄している
- 宗教活動に熱心で食事の提供をしていないとの危惧があった
- こどもが祖父からの性被害を訴えたが、実母が宗教の教義により「許してあげなさい」と取り合わなかった

■食事や娯楽等の制限

- 娯楽について一部制限している。その他、こどもが着る服について半袖や露出多めの衣服を着せない
- 母親が出産後、母乳が出ないのに宗教上認められるミルク以外は飲ませられないと言って市販のミルクを与えない

■家庭内の不和、きょうだい間の差別

- 宗教活動を巡る父母間の面前 DV
- 母が同じ宗教を信じる男性と再婚しその男性との間に実子（弟）が誕生した。家庭内で、きょうだい間で宗教的な純粋さが異なるという認識が醸成されている

保護者側

- 予期せぬ妊娠・出産
- 若年の妊娠・出産
- 精神的問題や知的障害
- 疾病
- 被虐待体験
- 偏った価値観

子ども側

- 乳児
- 未熟児
- 障害児
- 疾病
- 育てにくさ

養育環境

- 経済的困窮
- 社会的孤立
- ひとり親・内縁の親
- 転居・転職のくり返し
- 両親の不仲（DV等）

第1次から第22次報告を踏まえた こども虐待による死亡事例等の発生リスクを高める可能性がある要因

養育者等の側面

- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
妊婦健康診査を何等かの理由で一定期間、中断している
- 関係機関からの連絡を拒否している、途中から関係が変化した
- 予期しない妊娠／計画していない妊娠
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は
予防接種が未接種である（途中から未受診の場合も含む）
- 精神疾患や抑うつ状態（産後うつ、マタニティブルー等）
知的障害などにより自ら適切な支援を求められない
- 過去に自殺企図がある
- 保護者がDVの問題を抱えている
- こどもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- こどもの障害受容について継続的に不安や葛藤がある
- 家庭として養育能力の不足等がある若年（10代）の妊娠
- こどもを保護してほしい等、保護者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず保護者が虐待を否定
- 訪問等をしててもこどもに会わせない
- 多胎児を含む複数人のこどもがいるなど、養育に負担がある
- 安全でない環境にこどもだけを置いている
- きょうだいなどによる不適切な養育・監護を放置している
- 保護者に複雑な生育歴・過去の逆境体験がある

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等からこどもの様子を心配する情報提供がある
- 経済的困窮により、関係機関への相談経過がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 社会的な支援、親族等から孤立している（させられている）
- 家族関係や家族構造、家族の健康状態に変化があった

こどもの側面

（下線部は、第22次報告に関する主な内容）

- こどもの身体、特に、顔や首、頭、腹部等に外傷が認められる
- 軽度の傷や痣が体幹や顔面に複数回認められる
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる（成長発育曲線の活用）
- 多胎児のきょうだい間で体重増加等の発育及び発達等に差異がある
- こどもが学校・保育所等を不明確・不自然な理由で休む
- 長期に渡りこどもの安全を確認できない
- 施設等への入退所を繰り返している
- きょうだいに対する虐待や不適切な養育があった
- こどもが保護を求めている、または不適切な養育を示す発言がある

援助過程の側面

- 保護者の交際相手や同居等の生活上の関わりが強く、こどもの養育に一定の関与がある者も含めた家族全体のリスクアセスメントが不足している
- 一時保護等の措置を解除し家庭復帰後6か月以内の死亡事案が多い
- こどもの声（表情、視線、泣き声、体の動かし方等含）を聴き、ニーズを把握することを意識した対応ができていない
- こどもの発言等をアセスメントや支援方針に生かしていない
- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず、得られた情報を統合し、虐待発生リスクを認識することができていない
- リスク評価や対応方針について組織としての判断ができていない
- 継続的に支援している事例について、定期的及び状況の変化に応じたアセスメントが適切に行われていない
- 転居時に関係機関が一堂に会した十分な引継ぎが行えていない
- 離婚や転居、きょうだいの施設入所など、生活環境や家族関係の変化に応じた迅速なリスクアセスメントと支援方針の見直し、検討ができていない
- 関係機関間で同一の支援方針による対応ができておらず、見守り支援における具体的内容も共有されていない
- 虐待されている状態の継続が事態の悪化だと捉えられていない

※ こどもが低年齢・未就園の場合や離婚・再婚等により家族構造に変化があった場合に該当するときには、特に注意して対応する必要がある。

埼玉県児童虐待重大事例検証委員会

虐待による死亡などの重大事例を検証し、再発防止、未然防止のための対応策を検討するため平成18年7月から設置

※児童福祉、心理、福祉全般、医療、法律及び母子保健の各分野における学識経験者6名で構成

※過去に15事例を検証

【参考】令和6年度の検証事例

①川越市0歳男児死亡事例 令和3年8月発生

②春日部市0歳女児死亡事例 令和3年9月発生

川越市 0 歳男児死亡事例について

自宅アパートの浴槽で出産した母が、生まれた子を湯の中から引き上げずに死亡させた事件

【概要】

- ・ 令和 3 年 8 月 11 日頃、母である女性が湯を張った浴槽で男児を出産後、そのまま引き上げずに溺死させ、遺体をクローゼット内に遺棄した。
- ・ 本児については、当時、母が同棲していた男性との間に授かったとのことであるが、父母に婚姻関係は無かった。
- ・ 母は保険証がなく、医療機関の受診や妊娠届の提出をしていなかったため、行政をはじめとする関係機関において妊婦としての母の存在は把握されていなかった。

【背景にある事実関係等】

- ・ 母の生活歴に関しては、幼い頃から複雑な家庭環境であったことなどが推察される。
- ・ 母が周囲の理解や助けを得られず、困りごとを抱えたまま育ってきたのであれば、無力感や諦めから「相談しても無駄」と思っていたり、「誰かに相談しよう」とは考えない可能性がある。
ex. スマホで妊娠や出産に関する検索をするも、母は家族をはじめ各種窓口や医療機関にはつながらなかった

【対応策に係る提言：「こどもの居場所」における見守りについて】

援助要請が適切になされるためには、自分が抱える困りごとに周囲の大人が気付き、ケアをしてくれたというようなプラスの体験をこどもの頃からしておくことが重要であり、様々なこどもが訪れる場所として、こども食堂をはじめとする「こどもの居場所」がそのための核となり得る。

県及び市町村は、「こどもの居場所」の運営者が困りごとを抱えるこどもに気付いた場合に、関係機関と円滑に情報交換を行い、適切に対応できるよう、「こどもの居場所」と関係機関との信頼関係の構築に努めること。

＊埼玉県 児童虐待重大事例検証委員会＊

児童虐待重大事例検証委員会報告書

- [埼玉県児童虐待重大事例検証委員会報告書 川越市0歳男児死亡事例・春日部市0歳女児死亡事例（概要）（PDF：354KB）](#) [（報告書）（PDF：492KB）](#)
- [埼玉県児童虐待重大事例検証委員会報告書 志木市0歳女児死亡事例・本庄市5歳男児死亡事例（PDF：584KB）](#)
- [埼玉県児童虐待重大事例検証委員会報告書 伊奈町4歳女児死亡事例（PDF：518KB）](#)
- [埼玉県児童虐待重大事例検証委員会報告書 美里町0歳3か月女児死亡事例（PDF：658KB）](#)
- [埼玉県児童虐待重大事例検証委員会報告書 草加市4歳男児重症事例（PDF：486KB）](#)
- [埼玉県児童虐待重大事例検証委員会報告書 桶川市1歳男児死亡事案（PDF：22KB）](#)
- [埼玉県児童虐待重大事例検証委員会報告書 鶴ヶ島市1歳男児重症事案・新座市0歳男児死亡事案（PDF：22KB）](#)
- [埼玉県児童虐待重大事例検証委員会報告書 朝霞市5歳男児死亡事案（PDF：426KB）](#)
- [埼玉県児童虐待重大事例検証委員会報告書 新座市9歳男児死亡事案（PDF：385KB）](#)
- [埼玉県児童虐待重大事例検証委員会報告書 春日部市5歳男児死亡事案（PDF：463KB）](#)
- [埼玉県児童虐待重大事例検証委員会報告書 蕨市4歳男児死亡事例（PDF：324KB）](#)

令和6年度 児童虐待重大事例検証報告書の概要

1 対象事例

- （1）令和3年8月、川越市において、母が居宅の湯を張った浴槽で男児を出産し、そのまま引き上げずに死亡させた事例
- （2）令和3年9月、春日部市において、母が生後4か月の女児をベビーマットに叩き付けたことにより死亡させた事例

2 検証の目的

児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づき、対象事例の事実関係を把握し、課題を抽出した上で、県や市町村をはじめとする関係機関が、児童虐待による死亡事例等の未然防止・再発防止のために取り組むべき事項を提言することを目的とする。

3 検証の方法

- （1）川越市の事例については、行政をはじめとする関係機関の関わりがなかったことから、主に裁判の傍聴記録をもとに検証を行った。
- （2）春日部市の事例については、市をはじめとする関係機関の関わりに焦点を当て、市における対応の記録や検証報告書、裁判記録等の情報をもとに検証を行った。

4 委員の構成等

分 野	氏 名	所 属 等
児童福祉（学識経験者）	◎大竹 智	立正大学 教授
心理学（学識経験者）	○須藤 明	文教大学 教授
社会福祉（社会福祉士）	栗原 直樹	埼玉県社会福祉士会 社会福祉士
小児医療（医師）	峯 真人	峯小児科 院長
法律（弁護士）	大谷部 雅典	新埼玉法律事務所 弁護士
母子保健（学識経験者）	関 美雪	埼玉県立大学 教授

◎委員長、○副委員長

5 開催状況

	開催日	場所
第1回	令和6年 8月 2日	さいたま共済会館
第2回	令和6年 9月 5日	埼玉会館
第3回	令和6年10月31日	さいたま共済会館
第4回	令和6年12月23日	埼玉会館
第5回	令和7年 1月29日	さいたま共済会館



2. 埼玉県における現状

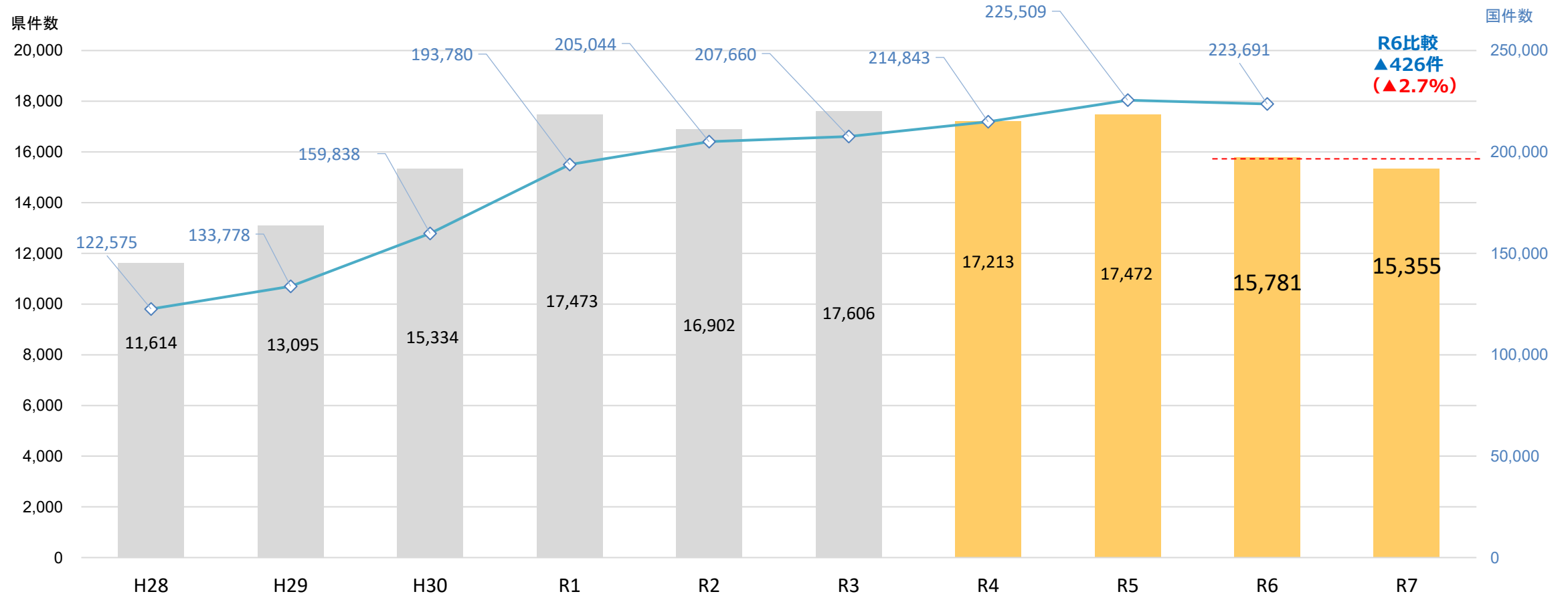
埼玉県の子童虐待相談対応件数
(令和7年度)

15,355 件

児童虐待相談対応件数の推移



※令和6年1月にこども家庭庁から示された解釈に基づき、令和4年度以降については、調査の結果、虐待が無いことが確認されたケースを件数から除外しています。

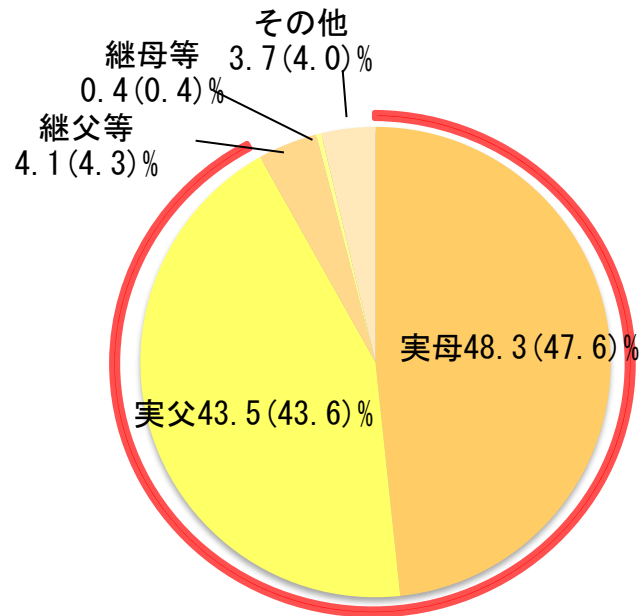


県内の児童虐待の詳細



3 虐待をした者

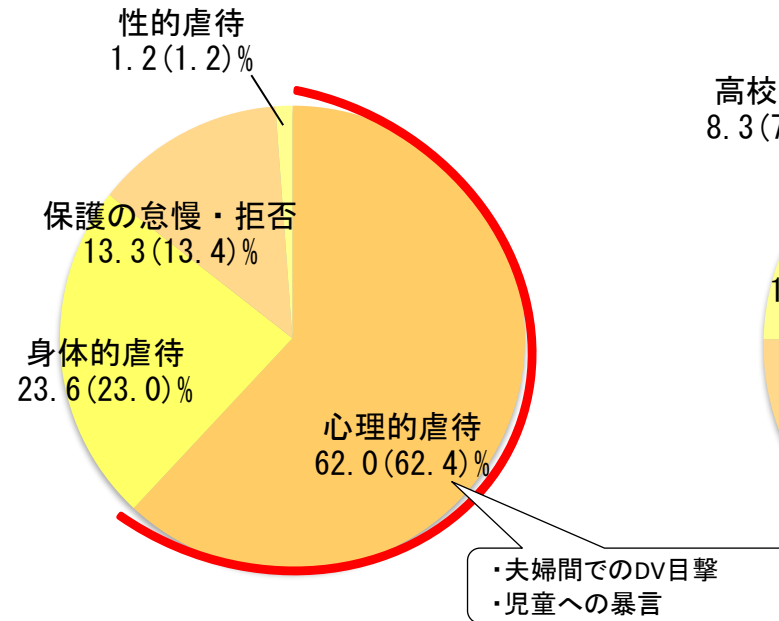
()内は前年度



実母・実父で9割を占める。

4 虐待の種別

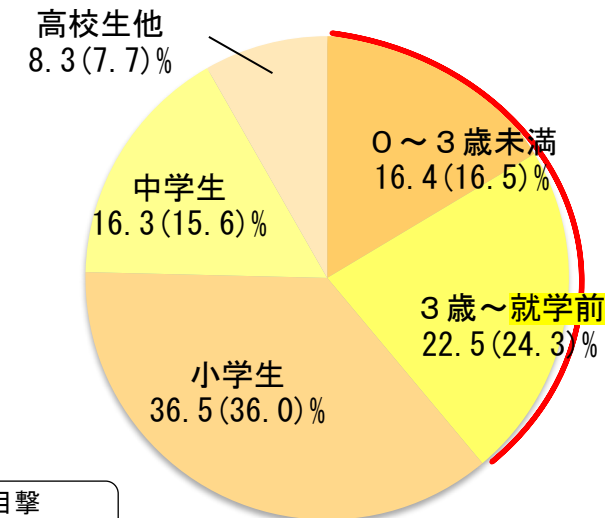
()内は前年度



心理的虐待が6割を超え、昨年度に引き続き最も高い。

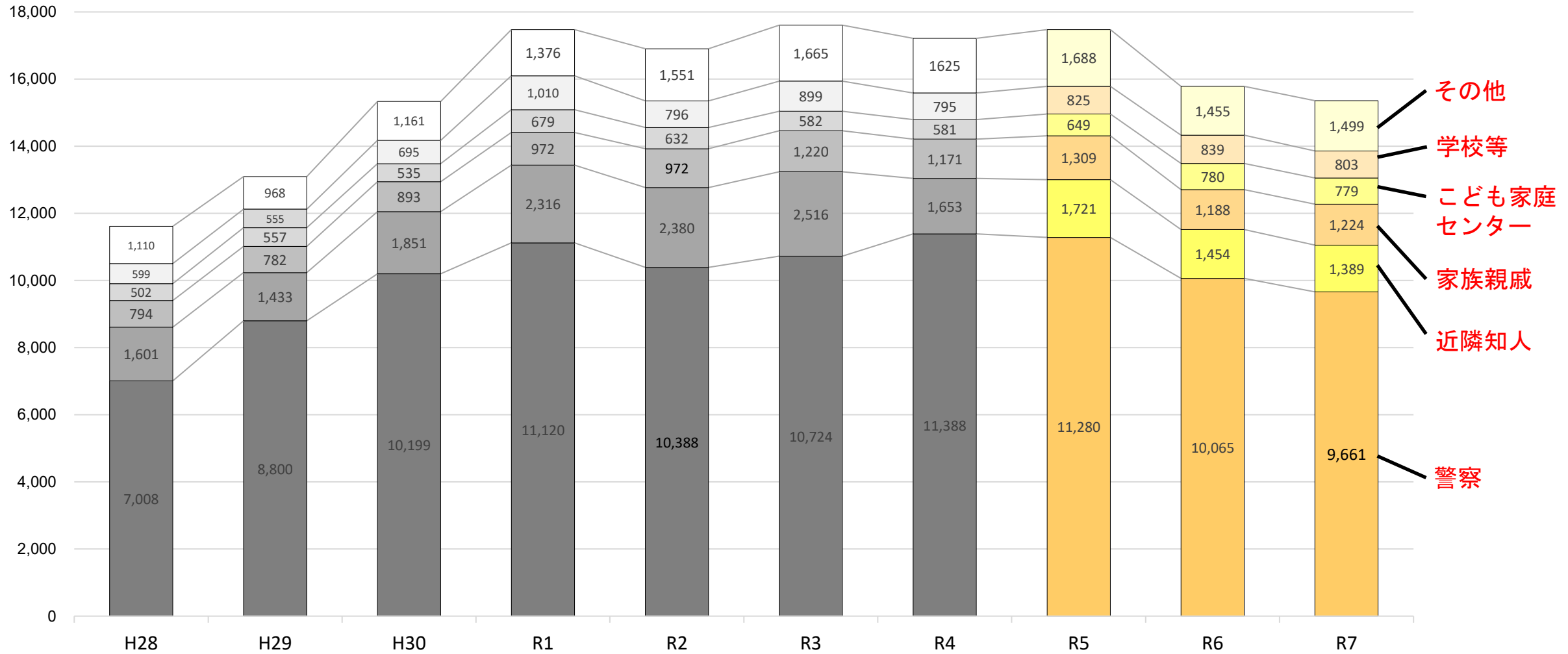
5 児童の年齢

()内は前年度



就学前の乳幼児の割合が約39%と最も多くなっている。

児童虐待通告の経路





3. こどもと関わる方々における虐待対応

こどもと関わる方々の役割（児童虐待防止法）



【第5条第1項】

学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

【第5条第2項】

前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

虐待通告（疑わしければ通告を）



児童虐待の疑いがあれば **児童相談所や市町村に通告** を

【児童虐待防止法第6条1項】

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する児童相談所に通告しなければならない

児童相談所虐待対応ダイヤル

 **1 8 9** (いちはやく)
(児童虐待)

埼玉県虐待通報ダイヤル

 **# 7 1 7 1**
(児童虐待・高齢者虐待・
障害者虐待)

市町村

 **市町村**
(児童福祉担当課)

意識

児童虐待は **身近に存在する**

児童虐待を捉える・考える際は **チャイルドファースト**



行動

児童虐待の可能性 を常に念頭に置いて診察する

児童虐待を疑った際は **速やかに児童相談所や市町村に通告**

子どものサイン

- 打撲によるあざ、やけどなどの不自然な傷がよく見られる
- 理由がはっきりしない遅刻や欠席が多い
- 年齢不相応な性的な言動が見られる
- 顔や髪の毛、手足、口の中が不潔である
- むし歯が多い
- 先生の行動を先読みし、気を使いすぎている
- 表情が乏しかったり、元気がなかったりする
など



親のサイン

- 子どもが長期欠席し、保護者が子どもに会わせない
- 保護者が欠席の理由を連絡しない
- 子どもとの関わりが乏しかったり、冷たい態度をとったりする
- 子どもへの叱り方が異常
- 子どもに心理的に密着しすぎるか、まったく放任であるなど極端である
など



虐待を見逃さないポイント②



「不自然さ」 は最も重要なサインである。

【不自然な傷・あざ】

「転んで」や「遊んでいて」などの日常生活で生じるちょっとした事故では、臀部や太もも内側などの柔らかい部位や耳介などに傷・あざができることは稀である。

【不自然な保護者の発言】

子どもの傷・あざについて「見ていなかった」や説明内容が変わるといった保護者の言動は要注意である。

事故でけがをしやすい部位



虐待によるけが多い部位



- 一人で抱え込まない

虐待の疑いがあれば一人で抱え込まず、管理者等に相談

- 虐待の証明はしなくてもよい

虐待かどうかを判断するのは通告を受けた市町村又は児童相談所

- 秘密にしてはいけない

こどもと秘密の約束をしてしまうと、市町村や児童相談所の支援の手がかりがなくなってしまう。こどもには「一緒に考えてくれる人が他にもいるから、その人にも相談するね。」等の声掛けをお願いします。



4. 情報提供

市町村
【要保護児童対策地域協議会】

身近な場所における継続的な支援

H17年4月～
(児童福祉法改正)

【一義的な窓口】
多様な福祉サービス
母子保健／子育て支援／障害／生活保護



虐待の未然防止と早期発見

都道府県・政令指定都市等
【児童相談所】

専門的な知識・技術を要する支援

【専門的な窓口】
専門診断や困難事例へ対応
一時保護／施設入所



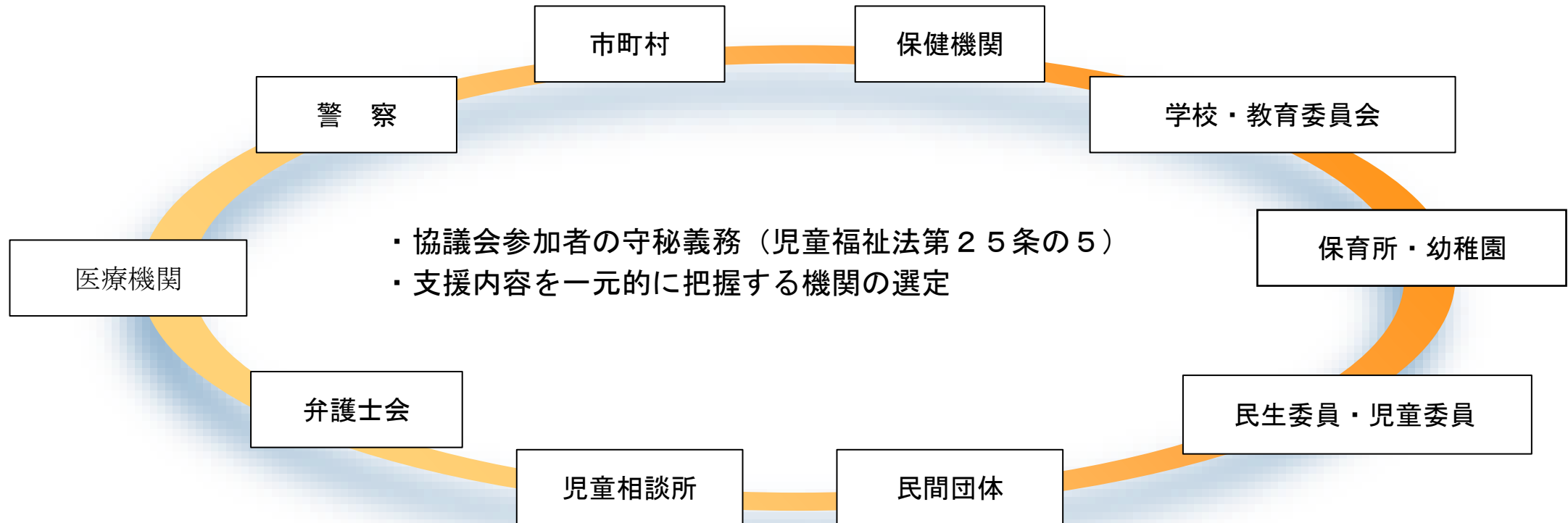
被虐待児童のケア
家族関係の改善や再統合

＊要保護児童対策地域協議会＊

目的：要保護児童の適切な保護、要支援児童・特定妊婦への適切な支援

設置主体：市町村（場合によっては都道府県）

機能：①関係機関相互の連携、役割分担の調整、責任体制の明確化
②個人情報保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化



通告受理後の対応



市町村児童福祉部局・児童相談所

通告・相談の受理

48時間以内

安全確認・情報収集・調査

必要に応じて一時保護（児相）

※原則2か月以内

調査継続（関係機関との情報交換、連絡調整）

援助方針の決定

在宅での援助

施設入所等（児相）

終結

* 市町村、児童の所属、関係機関から情報収集し、緊急度・一時保護の要否判定、当面の対応方針を決定

* 家庭訪問、関係機関訪問、来所調整による調査や指導、警察への援助要請、立入検査、臨検・搜索

* 一時保護所、施設、里親、病院等への一時保護委託（同意保護と保護者の意に反する職権保護）

* 保護者やこども等との面接、生活環境の調査、心理検査、医学的検査などを実施

- 児童相談所長が、子どもの安全を確保するなど必要があると判断した場合に行う
- 行政処分であり、審査請求や取消訴訟の対象となる
- 保護者の意思に反して、児童相談所長の職権で行われることがある
→ 令和7年6月から、一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保のため、一時保護開始の判断に関する司法審査が導入されている
- 一時保護の期間は原則2か月以内
- 2か月を超える場合は、親権者等の同意が必要
- 親権者の意に反して延長する場合には、家庭裁判所の承認が必要



- 通告時の調査の結果、虐待の程度や保護者の状況等により一定の安全が確保される場合には、在宅での調査継続や支援が行われる
- 一時保護中の調査等の結果、在宅での生活に一定の安全が確保される場合は、一時保護が解除され家庭に戻る

利用が途絶えていたこどもの利用が再開した場合などは、注意深く見守っていただき、そのこどもの様子などに不自然な点があれば、児童相談所や市町村に相談・連絡をお願いします。



★速やかに通告を

⇒虐待が疑われる場合は、速やかに通告をお願いしたい。

★事実と憶測のすみわけ

⇒事実と憶測を一緒にせず、行政（市町村等）へ情報を提供いただきたい。

★行政からの照会への協力を

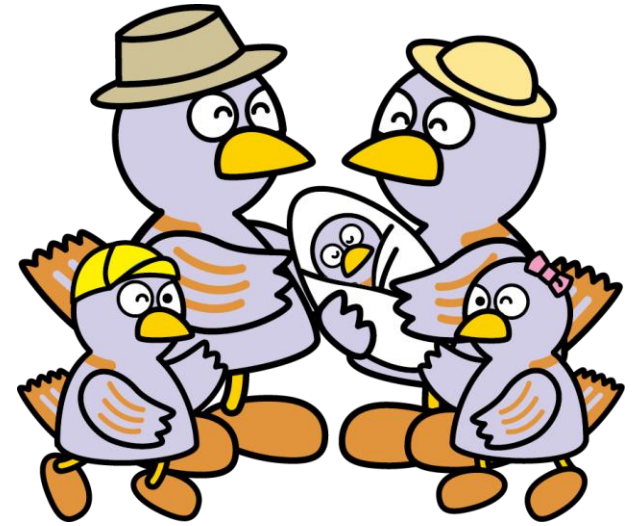
⇒正確な判断のためには、こどもの情報が不可欠であるため、協力をお願いしたい。

★通告後の対応は、行政機関にお任せを

⇒個人情報保護のため、通告後の経過は、お話できないことが多い。

通告後の対応については、行政機関にお任せいただきたい。

ご清聴ありがとうございました



埼玉県マスコット「コバトン」